会報 いしかわ

2003.8月　No.34

能登空港

石川県行政書士会

目　次

ご挨拶 …… 1
会　長　茅野　勇平
石川県知事　谷本　正憲
副会長　宮川外茂次
副会長　倉本　守
副会長　太田　勉
副会長　浅井　廣史

平成15年度　定時総会開催 …… 6
平成15年度 日行連総会、日政連総会(東京)に参加して …… 8
平成15年度 中地協定時総会報告 …… 8

県選出国会議員を表敬訪問 …… 9
パブリシティ　新聞報道されました! …… 10

平成15年度 組織理事会 …… 11
平成15年度 事業計画 …… 13

新役員あいさつ …… 16
総務部長　的場　晴次
経理部長　荒谷　慶一
法規・企画部長　端井　義之
広報部長　河越　俊雄
業務指導部長　西山　忠
監察部長　中川　大

日政連報告 …… 18
輪島支部特集 …… 19
支部だより …… 21
業務研修会報告 …… 23
女性行政書士交流会 …… 24
建設工事の内容の追加に伴う措置について …… 25

随筆(会員のコーナー) …… 26
新入会員の紹介 …… 28
会務日誌 …… 30
会員移動 …… 32

表紙写真説明

能登空港の概要

平成15年7月7日に開港しました能登空港は、石川県が設置・管理する空港(第3種空港)であり、輪島市、穴水町、能都町の1市2町に位置し、面積は106ヘクタールです。この中に小型ジェット機が就航可能な2,000メートルの滑走路や飛行機が駐機するエプロン、ターミナルビル、駐車場などの空港施設があり、「森の中の空港」として緑豊かな自然環境や景観との調和がなされています。

能登地域の新たな空の玄関口となる能登空港ターミナルビルは、国内初めての試みとして行政施設と合築された施設です。このターミナルビルは、交通の拠点としての機能に加えて、観光や広域行政などの交流拠点としての役割もあわせもっています。

ご挨拶

石川県行政書士会
会長　茅　野　勇　平

平成15年５月23日の石川県行政書士会平成15年度定時総会において、再び会長に選任していただき、浅学非才の私にとって身に余る光栄であり、又、皆様のご期待を思うと身の引き締まる思いを新たにいたしております。

この二年間、無我夢中でやってまいりました。

本会の民主的な運営に心掛け、職域の拡大確保に努めてまいったのであります。

現下の経済状況は未曾有の不況でこのデフレスパイラルの影響は、行政書士の職域にも大きく影響しております。

石川県行政書士会にとって難問が山積する極めて困難な時に、平成14年度の事業はそれぞれご担当いただいた各部の優秀な役員の皆様方のご奮闘や、本会会員諸先生方のご理解とご指導のお陰を持ちまして、ほぼ満足のいく成果が上がったものと確信いたしているところであります。

又、素晴らしい成果の上がった本会の各種の事業には、近隣の福井県行政書士会や富山県行政書士会をはじめ他の単位会からも多数の参加者があり、時代のニーズに即した事業と注目を浴び、高く評価されております。

勿論、石川県行政書士会の会員諸先生にも充分ご理解をいただいているものと確信いたしております。
日本行政書士会連合会においては、国際部長を拝命し日本行政書士会連合会の執行部の一員として、仕事をさせていただきました。
昨年７月には「代理権」が施行され、又、本年２月は電子政府・電子自治体に係る、行政手続きオンライン化関係三法の成立に伴い行政書士法も改正され、従来のペーパーベースでの申請に加え、電磁的記録による申請手続き等も行政書士の独占業務となりました。

これには、もう一つ大きな成果があります。

この法改正は、あくまでも電子政府・電子自治体の実現を目指す、官公署に係る手続きのための法改正でありましたが、我々の業務には官公署に提出する書類に加え、民民間の取引に係る「権利義務や事実証明」に関する手続きがあります。この度の法律改正で一緒に「権利義務や事実証明」の電磁的記録による手続きについても行政書士の独占業務とすることができましたことを、ここにご報告いたします。

これは、大変大きな成果であり、素晴らしい機能

を行政書士にもたらした、法改正といっても過言ではありません。行政書士の職域は、これによってほぼ無限の可能性が秘められており、しかも、弁護士に匹敵するぐらいの広範囲にわたる業務が新たに付加されたもので、ますます行政書士の職域が拡大されたと考えております。

石川県行政書士会の会員諸先生のお陰で、行政書士にとって激動のときに、日本行政書士会連合会の執行部の一員として重要な仕事をまかされ、法改正に関与させていただくことは、全く幸運でありました。

この法改正で行政書士に強い機能が付加されましたが、同時に国民の負託に応えるため、より高度な法知識や実務能力が国民である一般消費者から、求められることになります。

「行政書士修習制度（司法研修制度）」の確立や「職務上の調査権」の獲得など、新たな課題に取り組むためにも、石川県行政書士会並びに本会会員諸先生の皆様のご理解を賜り、ご指導ご鞭撻をいただいて、渾身の力を振り絞って頑張る所存であります。今後ともよろしくお引き回しをお願い申し上げます。

そこで私は、石川県行政書士会の取るべき課題として次のことが大事と考えております。

一つ

建設業許可業務は、行政書士にとって基幹的な業務の一つです。

中でも懸案となっております。「経営事項審査申請書」の申請受付事務の受託に向け強力に推進いたします。

又、他の各種の業務についても遅滞なく拡大確保に邁進いたします。

二つ

仕事のできる行政書士の育成に努めます。行政書士法の改正により「行政書士修習制度（司法研修）」の確立や「依頼された職務に関する職務上の調査権」の獲得。つまり、行政書士が行なう職務に必要な法律に定められた権能の獲得。行政不服審査事件や家庭裁判所等に係る訴訟関係の代理や裁判外紛争の解決に係る代理にも参入し得るよう、より高度な法的知識や実務能力の向上についての諸政策の立案に尽力いたします。

一方、この国会で弁護士法が改正され、弁護士法第72条の非弁活動の禁止条項の一部に、「この法律又は他の法律で別段の定めがある場合はこの限りではない」という文言が入る画期的な法改正がなされていることを付記しておきます。

三つ

民主的な会運営に努めます。広く石川県行政書士会の諸先生方のご意見ご要望等を余すことなく拝聴して、それらを集約しそれに基づいた会運営をいたしますことをお約束いたします。

四つ

行政書士の社会的地位の向上に努めます。あらゆる機会をとらえて、行政書士のPR活動を行ないます。「国民に信頼され、国民の生命と財産を守る行政書士」を広く国民に周知するための諸政策を推進いたします。

五つ

石川県行政書士会の会員の諸先生方にも、又、一般消費者である国民の皆様にも、必要な情報の発信源としての役割を確立いたします。日本行政書士会連合会や石川県士業団体協議会などを通じて収集した全ての情報を速やかに発進いたします。

平成15年6月26日、東京・赤坂プリンスホテルで開催されました「日本行政書士会連合会・平成15年度定時総会」で図らずも日本行政書士会連合会の副会長に選任されました。極めて重い職であり、その任でないと自覚をいたしておりますが、選任されましたからには、日本行政書士会連合会のため、延いては石川県行政書士会のために、粉骨砕身の努力をもって「行政書士制度の向上」に邁進いたす所存であります。

元より浅学非才の身でありますが、明日に希望がもてる行政書士制度を構築するために、全身全霊を傾注して努めることをお約束申し上げ、最後となりましたが、石川県行政書士会のますますの発展と本会会員の諸先生方の更なるご活躍をご祈念申し上げ、二度目の会長就任のご挨拶といたします。

ご挨拶

石川県知事
谷　本　正　憲

本日、石川県行政書士会の平成15年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、先程、多年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝い申し上げます。

行政書士の皆様方は、県民の方々と行政の懸け橋として、また県民の方々の身近な相談相手として、欠くことのできない存在となっております。これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励してこられた賜と、心から敬意を評する次第であります。

さて、本年２月から行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律をはじめとします、いわゆるオンライン関係三法が施行されました。この法律は、電子政府、電子自治体の実現に向けて、行政機関等に対する各種申請や届出等の手続をインターネット等のオンラインで行うことを可能とするものであり、併せて、官公署に提出する電磁的記録の作成業務を行政書士の業務に加える改正も行われました。

本県におきましても、県民サービスの向上に向け、電子申請等の実現のための作業を鋭意進めているところであります。また、今後は、行政手続の電子化が全国的にも急速に進展していくものと考えられますので、今回の改正により、行政書士の皆様方のご活躍の場がさらに拡大し、県民への行政サービス向上につながるものと確信いたしております。

さらに、国における司法制度改革の進展に伴い、行政書士をはじめとします隣接法律専門職種に対する訴訟代理権の付与についても、注目されております。社会が複雑化し、訴訟形態も多様化する現在、行政書士の皆様方の有する専門性が充分活用されるよう、司法制度の中で効果的に位置づけるための検討がなされております。

このように、行政書士制度は、国民に信頼される身近な法律専門家としてさらなる発展が期待されております。行政書士の皆様方におかれましては、今後、益々重要になるであろう職務の重要性と公共性を十分にご認識され、県民の方々の利益保護に向けた、より一層のご尽力を期待する次第でございます。

最後になりましたが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

◆副会長あいさつ

副会長就任のご挨拶

副会長
宮川外茂次

今般皆様のお力添えにより二期目の副会長に選任され、その就任を承諾いたしました。もとより浅学非才な私ですが、行政書士の社会的地位向上を目指し粉骨砕身努力する所存でありますので皆様のご協力よろしくお願い致します。

さて、各位ご承知のとおり平成９年の通常国会から平成14年の臨時国会までの間４回におよぶ行政書士法改正が実現し、代理権の付与や行政書士の独占業務に電磁的記録の作成提出を盛り込む等大きな法改正が施行されるに至りました。また、今国会において再び行政書士法改正が上程されます。その主な内容は①行政書士法人制度の創設②義務研修の実施③国民からの懲戒処分請求で、いずれも行政書士が代書業から法曹隣接法律専門職と変化するための改正です。このように毎国会へ法改正を上程できるようになったのは、偏に皆様のご協力と会の団結のたまものと思いこの場を借りて感謝申し上げます。

しかし、改正法が真に国民の利益に資することができ国民から喜んで頂けるように機能させることができるか否かは、我々会員の双肩にかかっていると申し上げても過言ではありません。まず、私たちは改正された一連の行政書士法を充分理解することが重要です。そして今、有効に機能させるための様々な事業が当会に求められていると思います。

また、茅野会長が先の日本行政書士会連合会総会で「副会長」に選任されました。私どもの仲間から選ばれた「日行連副会長」の就任を皆さんで祝うとともに後顧の憂いなく充分な活躍ができるよう会員みんなで石川県行政書士会を守り活発な事業を展開しようではありませんか。

行政書士を取り巻く厳しい環境の今日、茅野会長の指導力を日行連に向けていただく不足分を四名の副会長が各々その担当任務で最大限に力を発揮し会全体が一丸となって邁進できるよう微力ながら協力する所存です。

各位におかれましても「会と会費を自らの利益のために使う。」ことを心がけ活発な事業の展開にご協力頂きますようお願い致します。

副会長再任にあたって

副会長
倉本　守

われわれ行政書士に関わる法改正は、目まぐるしく、昨年７月１日施行の代理権取得のような業務範囲に関するものや電子申請等業務自体、手続きに係るものが数多くあり、日常業務に追われるわれわれにとってその改正法を把握理解し、ついていくには多少日時を要するものもあったりするが、決して避けることのできないことだけは事実である。

多岐にわたる業務を抱えるわれわれにとって、個々の専門的知識を要するケースにしばしば直面することがある。

本会としては、業務指導部が主体となり研修会の実施等で対応してきたがなかなか物理的に難しい状況になってきている。

高度情報通信特別委員会（委員長：小生）は従来、本会HP作成編集に拘わって忙しくやってきたが、本年８月から、ITに精通している齋藤芳輝、高桑久雄の両会員が加わり新しい体制が整った。側面からにはなりますが業務により貢献できるHPづくりに意欲をもやし、委員全員心新たに邁進する意気込みです。

職業に対する責任感

副会長
太田　勉

我々の職業は、行政書士である。それはさておいて、みなさん、平成９年に何があったかご存じですか？何があったか覚えておりますか？規制緩和だとかで、政府の「行政改革委員会」なるものから『行政書士による書類作成業務独占の廃止』ということを突きつけてきたんですね。

◆副会長あいさつ

サムライ

副会長
浅 井 廣 史

この度は、歴史のある石川県行政書士会の副会長に就任することになり、身に余る光栄と思い、緊張と若干の荒ぶる気持の、ない混ぜになった、何とも形容のし難い高ぶる思いでおります。思えば、県行政書士会の仕事をする切っ掛けになったのは、監察委員としての審議でした。その時の気持は、行政書士の能力の限界と、軽い失望、そして本士業の存在意義の喪失でした。しかし、それでもなお、社会に於いて、行政書士を必要とする人々と、これを成業とする我々が、生活の中で喘いでいるのが現実であります。数あるサムライ業の中で行政書士は如何なる位置づけか。我々は如何なる評価を受けているのか。これらは我々にとって必ずしも心地よいもので無いかもしれない。できればバーチャルな世界で成功していたい。しかしそれでは満足できない現実。やはり我々は多くの先達が歩んだように、現実を確かに把え、驕らず、焦らず、着実に、その存在感を充足して、結果、社会において大きな信頼を得て、社会の進展に貢献するしかない。そして何より大切なことは、我々個々の行政書士が、現状を多いに自覚し、行政書士のプレゼンスを高めるよう精進することであります。そこで思うのですが、行政書士の誇りの拠り所は、サムライであることであり、その意識が今まさに問われているように思います。我々がサムライであり続けることが行政書士のプレゼンスを高めることであると思われてなりません。

それも突然にですよ！行政書士の一大事、御家の一大事だったんです。それで、自民党とか、石川県議会とか、市町村議会へ請願して採択いただいて、阻止運動を繰り広げてきたんです。

その結果、形成が逆転し、６年間に３度の行政書士法改正につながってとうとう『代理権』を、まちにまった『代理権』を得ることが出来たんですよ。それで今、行政書士という職業からその責任感がよりいっそう求められているのではないか。その責任感がないと行政書士事務所は繁盛しない、依頼者は、行政書士の責任感のうえに成り立つ信頼関係を確信して業務の依頼をするのではなかろうか。新聞に「大阪の高校数学教師、受験問題で24点」とあってあきれ落胆した。これでは何のための教師かわからない。塾や私学でこのような教師が見つかれば信用問題だろう。何人の高校生が貴重な時間を無駄にしたのか。ステージを放り出す歌手、停車駅を素通りする列車運転士、飲酒して観光バスを運転する運転手、職業に対する責任感はどこへいったのか？

私が、24年前に行政書士事務所を開業した時はただ仕事をすればよかった。若かったのだろう業務上に失敗してその責任をとるなど考えたこともなかった。今も考えることもない。

行政書士という職業上の責任を遂行すればそういうことがないのだから。今の世の中は、そういう行政書士を求めているはず。新規に開業した行政書士会員の方はもちろんだが、誰しも職域の確保拡大を目論んでいる。企業を訪問してアウトソーシングのお願いする。行政書士の営業であるが、訪問しようとする企業の業種によりどのような許認可、登録等の行政書士業務があるかあたりをつけなければならない。これは大変な努力とエネルギーがいる。行政書士さん同士ぶつかることがあるので慎重にしなければならない。それで企業より業務を受注したならばよくコミュニケーションをとり信頼関係を築き、すみやかに或いは期日までに業務を完結する。その当たり前のようなことが行政書士という職業上の責任感なのだろう。この継続である。早い話が、職域の確保、拡大については自分でやれということになるかも知れないが、研修会を開催して知識を得るほかに企業のアウトソーシングに行政書士会は、どう関わっていくのか考えていかなければならないだろう。

平成15年度 定時総会開催

去る5月23日（金）午後1時30分から金沢市玉川町のメルパルク金沢において、平成15年度定時総会が、出席者180名で開催された。

小川総務部長が司会者となり、式次第にしたがい茅野会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、本会の民主的な運営に心がけ、職域の拡大確保を目指して頑張ったこと、平成14年度の事業について、ほぼ満足のできる成果があげられたこと、又昨年7月1日からは代理権が付与され、本年9月からは電子政府、電子自治体の行政手続オンライン化3法が成立し、電磁的記録による手続に参入することが出来る様になった。これによって行政書士の職域は、ほぼ無限大の可能性が秘められている反面国民からは、高いレベルの能力、実務能力が求められわれわれ行政書士は今後とも一層の精進を重ね国民の信頼に応えることが大切である旨を述べた。

◎総会議長に石野会員（金沢）副議長に上戸会員（金沢）を選出

第1号議案　平成14年度事業報告

第2号議案　平成14年度決算報告

両案は相互に関連するので一括審議とし、西田監事（金沢）より監査報告が行われ、賛成数により承認された

第3号議案　平成15年度事業計画案

第4号議案　平成15年度予算案

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により原案通り可決された。

第5号議案　役員選任

会長　茅野勇平（立候補者1名）

新役員の選出

副会長　倉本　守、宮川外茂次（金沢）太田　勉（七尾）浅井廣史（加賀）

理　事　河越俊雄、的場晴次、寺田　隆、西山　忠、大田　晃、中嶋房夫
上戸大介、中川　大、竹森正紀、浦　正明（金沢）
若本伸一、榊　喜弘、山崎　豊（小松）
荒谷慶一、酒谷信嗣（加賀）
端井義之、本多良秋、杉本喜和（七尾）
八木史郎（輪島）
濱田博司（珠洲）

監　事　西田秋英（金沢）
阿戸隆一（小松）
北山和夫（輪島）

◎式典

○会長式辞

○功績者会長表彰

受彰者　河本照正、坂井省吾、石野芳則、
佐野照彦、谷　久夫（金沢）
浅井宏一郎、室谷真一（小松）
垣内典穂（七尾）
松原政義（輪島）

謝　辞　　代表　松原政義

○祝辞

石川県知事　谷本正憲
（代読）石川県総務部総務課長　正木　明
日本行政書士会連合会長　盛武　隆
（代読）同会副会長　田宮　章

○その他来賓

石川県総務部総務課
北陸税理士会石川県支部連絡協議会
石川県司法書士会
石川県社会保険労務士会
石川県土地家屋調査士会
金沢公証人合同役場
愛知県行政書士会
福井県行政書士会
富山県行政書士会

○祝電披露

石川県知事　谷本　正憲　外7通

○式典終了

○懇親会

平成15年度日行連総会、日政連総会（東京）に参加して

平成15年度日本行政書士会連合会定時総会、日本行政書士政治連盟定時総会が去る6月26、27日に東京の赤坂プリンスホテルにて開催されました。

石川県支部からは、日行連、日政連役員として茅野会長、日行連監事として前多会員、石川会代議員、日政連役員として宮川副会長、日政連石川会代議員として太田副会長、オブザーバーとして的場総務部長と上戸が参加しました。

今回の定時総会は、日行連の会長選挙が行われるせいか、私には時間的緊張感溢れる議事運営だったように感じられました。

日行連会長は、東京会の宮内一三会長が選挙に勝ちました。

26日の晩は、日行連・日政連共催の懇親会が開催され、当石川会の宮川日政連総務会長の司会進行のもとに盛大に行われた。来賓に片山総務大臣、森山法務大臣、野中広務行政書士議員連盟会長はじめ200余名の衆参国会議員の方々が、駆けつけられ壇上から次々と祝辞を頂きました。

ただ、石川県選出の国会議員が、一人も出席していただいていないのがとても残念でした。今後は、さらに業務分野の拡大と資質向上を行い、石川県における行政書士の認知を高め、多くの方々に祝福されるようになりたいと思わざるを得ませんでした。

27日は、日行連定時総会の続きがあり副会長の選任が承認されました。当会の茅野会長が副会長に選任されました。前任の盛武会長の3期6年の任期満了後の後継体制が出来上がりました。

日行連の後、日政連の定時総会が開催されました。各単位会の共通する大きな問題として、政連への未加入による会費未納が財政を圧迫させていることでした。つまり、各単位会から日政連へは会員の人数分の会費を納入しているので、各単位会では未加入会員の分を立替えていることになります。

法改正における政治連盟の重要性、有効性と我々が受ける恩恵を会員に広く深く伝えて数多くの会員に理解してもらうことが必要だと思いました。

最後に、私ごとき若輩者を、日行連・日政連定時総会に出席させて頂きましたことを心より御礼申し上げます。全国の行政書士会を代表するような方々とお会いできたことは、言葉に表現できない素晴らしい経験でした。会員の方々に感謝申し上げます。

（金沢支部　上戸大介）

平成15年度中地協定時総会報告

去る6月14日（土）午後3時より、三重県鳥羽市「ホテルニュー美しま」において、日本行政書士会連合会中部地方協議会の平成15年度定時総会が開催され愛知、岐阜、三重、石川、富山、福井の中部6県から構成員、役員及びオブザーバーを含め総勢60名が参加して行われた。当会からは茅野勇平理事（会長）、松原政義監事（相談役）、倉本守会長代理（副会長）、浅井廣史代議員（副会長）のほかオブザーバーとして宮川外茂次（副会長）、的場晴次（総務部長）、中川大（監察部長）の7名が出席した。

総会は、第1号議案　平成14年度事業概要報告
第2号議案　平成14年度収支報告承認の件
第3号議案　平成15年度事業計画（案）承認の件
第4号議案　平成15年度予算（案）承認の件
が原案どおり承認、可決された。

第5号議案　任期満了に伴う役員改選の件
では、新会長に富山会寺島秀峰会長、副会長には三重会花井泰紀会長らが選出された。

総会後に懇親会が開かれ、意見交換など有意義な一時を過ごした。

県選出国会議員を表敬訪問

去る7月3日当会の茅野会長、前多相談役、宮川副会長は石川県選出の国会議員の先生（８名）を表敬訪問しました。これは茅野会長の再任と日行連副会長就任、宮川副会長の日政連石川県支部幹事長並びに日政連幹事再任の挨拶を行うこと、今国会に上程され議員立法で審議が予定されている行政書士法改正の成立協力要請（行政書士事務所の法人化・義務研修の実施等）、日行連の賀詞交歓会や日行連総会懇親会への出席要請でありました。

難問山積の会期中で多望ななか瓦先生とは議員会館で、馳先生とは国会議事堂内で、森先生とは清和会事務所内でそれぞれ懇談でき要望をお願いすることができました。席上、行政書士法改正は今国会で必ず成立させますし各党とも趣旨は十分話し合っています。と確約に近いお話があり、さっそく日政連事務局へ連絡することができました。

他の先生は国会出席のため各事務所秘書の方にお願いしましたが、突然の訪問にも快く対応され要望趣旨を先生に伝えるとの約束を頂きました。

パブリシティ

新聞報道されました！

北陸中日新聞
2003年(平成15年)6月10日(火曜日)

〝町の法律家〟をPR

県行政書士会　新役員が来社

２期目の抱負を語る（左から）茅野勇平会長、太田勉副会長、宮川外茂次副会長＝金沢市の中日新聞北陸本社で

県行政書士会の茅野勇平会長ら新役員が九日、新任あいさつのため金沢市香林坊の中日新聞北陸本社を訪れた。

先の定時総会で再選（二期目）された茅野会長は「県民に一番近い〝町の法律家〟として、ニーズにこたえていきたい」と抱負を語った。

行政手続きのオンライン化に向けた行政書士法の改正で、電磁的手続きに参入することについては「ここ数年で行政書士の職域が急速に広がり、強い権能が与えられた。期待にこたえられるよう、法的な知識の習得、向上を目指した研修にも取り組む」と話した。

また、契約トラブルの防止や遺言書の作成など、生活に密着した行政書士の仕事が十分に知られていないことを挙げて「積極的にPRに努め、社会生活を円滑に進めるためのお手伝いをしていきたい」と話した。

北陸中日新聞
2003年(平成15年)5月24日(土曜日)

県行政書士会が金沢で定時総会

県行政書士会の定時総会が二十三日、金沢市玉川町の「メルパルク金沢」で開かれた。

茅野勇平会長は「電子政府の実現に向け、行政手続きのオンライン化が進む。行政書士法の改正で、われわれは電磁的手続きに参入できることになった。強い職能が与えられたことで、高い実務能力が求められることは当然だ。国民の期待と要望にこたえられる行政書士像の確立へ、全力を挙げたい」などとあいさつした。議事では、本年度事業計画などが審議され、役員改選では茅野会長を再任。業務歴や役員歴の長い会員の表彰もあった。

表彰されたのは次の皆さん。

河本照正、坂井省吾、石野芳則、佐野照彦、谷久夫（金沢）浅井宏一郎、室谷真一（小松）垣内典穂（七尾）松原政義（輪島）

北國新聞
2003年(平成15年)6月10日(火曜日)

「時代の変化に対応を」

茅野県行政書士会長ら来社

抱負を語る茅野会長（左）と役員の皆さん　＝北國新聞社

県行政書士会の茅野勇平会長は九日、再選のあいさつで北國新聞社を訪れ、「時代の変化に対応できるよう行政書士の資質を高めていきたい」と抱負を語った。

茅野会長は、法改正で昨年七月から始まった行政書士による契約書の代理作成や、今年二月からのＩＴ（情報技術）化に伴う電磁的記録による手続きなど、行政書士業務が多様化していることに触れ、今月から会員の資質向上のため司法研修を開くことを紹介した。さらに遺言書の作成など行政書士の専門業務の周知に努める考えも示した。

再任の倉本守、宮川外茂次両副会長と新任の太田勉副会長と的場晴次総務部長も同行した。

このほかの新任役員は次の皆さん。

◇副会長　浅井廣史◇部長▽経理　荒谷慶一▽業務指導　西山忠▽広報　河越俊雄▽監察　中川大▽法規・企画　端井義之◇理事　酒谷信嗣、山崎豊、上戸大介、浦正明、杉本喜和、八木史郎、濱田博司◇監事　阿戸隆一、北山和夫

北國新聞
2003年(平成15年)5月24日(土曜日)

茅野会長を再選

県行政書士会

県行政書士会の定時総会は二十三日、金沢市のメルパルク金沢で開かれ、役員改選で会長に茅野勇平氏を再選した。

今年度事業計画では、行政書士修習制度の調査研究や、会員の資質を高める研修会を年度内にも実施する方針を決めた。

役員改選では、県内各支部推薦で倉本守、宮川外茂次、浅井廣史、太田勉の四氏の副会長就任を承認した。

平成15年度　組織理事会

定時総会後初の理事会が6月6日に、第2回目の理事会が8月1日に石川県繊維会館2階会議室で開催された。第1回理事会では、理事の任務分担及び相談役の委嘱等が、第2回理事会では、今後の事業計画、活動方針等が討議、決定された。

石川県行政書士会　15・16年度

役員一覧表

顧　問	稲村　建男　長　憲二　紐野　義昭　下沢　義允　八十出　泰成 山田　憲昭　石坂　修一　宮元　陸　新谷　博範
相談役	吉田　徳蔵（加賀）　山下　岩雄（加賀）　濱井　豊（小松）　前多　利彦（小松） 埜田　外一（金沢）　藤井　國穂（金沢）　高位　孝一（七尾）　松原　政義（輪島）

会　長	茅野　勇平（金沢）
副会長	浅井　廣史（加賀）　倉本　守（金沢）　宮川　外茂次（金沢）　太田　勉（七尾）
理　事	荒谷　慶一（加賀）　酒谷　信嗣（加賀）　若本　伸一（小松）　榊　喜弘（小松） 山崎　豊（小松）　河越　俊雄（金沢）　中嶋　房夫（金沢）　的場　晴次（金沢） 上戸　大介（金沢）　寺田　隆（金沢）　中川　大（金沢）　西山　忠（金沢） 竹森　正紀（金沢）　大田　晃（金沢）　浦　正明（金沢）　端井　義之（七尾） 本多　良秋（七尾）　杉本　喜和（七尾）　八木　史郎（輪島）　濱田　博司（珠洲）
監　事	阿戸　隆一（小松）　西田　秋英（金沢）　北山　和夫（輪島）

統括：会長茅野　勇平　（金沢）

組織任務分担表

	総務部	経理部	法規・企画部	広報部	業務指導部	監察部
担当副会長	宮川外茂次（金沢）	倉本　守（金沢）	浅井　廣史（加賀）	太田　勉（七尾）	宮川外茂次（金沢）	太田　勉（七尾）
部　長	的場　晴次（金沢）	荒谷　慶一（加賀）	端井　義之（七尾）	河越　俊雄（金沢）	西山　忠（金沢）	中川　大（金沢）
副部長	上戸　大介（金沢）	大田　晃（金沢）	竹森　正紀（金沢）	中嶋　房夫（金沢）	榊　喜弘（小松）	本多　良秋（七尾）
部　員	寺田　隆（金沢） 大田　晃（金沢） 本多　良秋（七尾）	杉本　喜和（七尾） 上戸　大介（金沢）	若本　伸一（小松） 西山　忠（金沢） 浦　正明（金沢）	酒谷　信嗣（加賀） 山崎　豊（小松） 中川　大（金沢） 大森千歌子（輪島） 下出　美鈴（金沢） 山本　洋子（金沢）	八木　史郎（輪島） 杉本　喜和（七尾） 的場　晴次（金沢）	浦　正明（金沢） 濱田　博司（珠洲） 河越　俊雄（金沢）

常任委員会

綱紀委員	湯尻　達也（加賀）　宮本　幸子（小松）　松田　豊（金沢） 塩田　義一（七尾）　宮下　重秋（輪島）
選挙管理委員	橋本　勝寿（加賀）　小林　彦幸（小松）　内田　行雄（金沢）　佐野　照彦（金沢）　垣内　典穂（七尾）

会則第36条による委員会

	行政書士試験対策委員会	苦情相談対策特別委員会	高度情報通信特別委員会
委員長	太田　　勉（七尾）	浅井　廣史（加賀）	倉本　　守（金沢）
委　員	宮川外茂次（金沢） 前多　利彦（小松） 的場　晴次（金沢） 寺田　　隆（金沢） 大田　　晃（金沢）	若本　伸一（小松） 小川　清吉（金沢） 浦　　正明（金沢） 的場　晴次（金沢） 端井　義之（七尾）	太田　　勉（七尾） 的場　晴次（金沢） 中川　　大（金沢） 西山　　忠（金沢） 谷口　憲弘（金沢） 斉藤　芳輝（金沢） 高桑　久雄（金沢）

平成15・16年度支部長・副支部長

	支部長	副支部長
金沢支部	寺田　隆	大田　晃
小松支部	京念　昇	榊　喜弘
加賀支部	横川　嘉章	中巳出　崇
七尾支部	端井　義之	津田　亨
輪島支部	八木　史郎	坂下　春夫
珠洲支部	濱田　博司	濱田　はつみ

平成15年度事業計画

総務部

1　事務局の事務の効率化について
・役員等の日当支払を郵便局口座振込みに変更する
・事務員の仕事の効率化のためコアタイムを設けることがある
・研修会・理事会等の会合資料は担当部で作成する

2　行政書士証票の携行
・行政書士資格の証明を積極的に行うために会員に胸着用名札入れを無償で支給する
・会報「いしかわ」に着用奨励の記事を掲載する

法規・企画部

1. 新会員名簿の発行
2. 法規集の発行

広報部

1. 行政書士制度強調月間の実施
実施期間　平成15年10月1日から10月31日

電話による無料相談「行政書士110番」の開設
開設日時　平成15年10月3日(金)から10月5日(日)の3日間
午前10時から午後4時
電　　話　076-268-9110
相談窓口　石川県行政書士会事務局

各支部7会場における「行政書士無料相談会」の実施
3日(金) 小松支部　小松市役所1階「生活相談室」
4日(土) 金沢支部　ジャスコ杜の里店（金沢市若松町）
七尾支部　平和堂アルプラザ鹿島1階（鹿島町）
〃　ジョイフル2階（羽咋市）
加賀支部　加賀市市民会館3階
5日(日) 金沢支部　平和堂アルプラザ金沢（金沢市諸江町）
輪島支部　ショッピングセンターファミィ1階（輪島市）

※いずれも時間は午前10時から午後4時

市町村広報紙掲載依頼
8月1日付で各市町村広報紙担当者宛てに文書にて依頼

北国新聞広告の掲載
10月3日付全15段（1面広告）
行政書士無料相談会及び行政書士制度強調月間をＰＲ
広告協力会員の氏名、電話番号を掲載

テレビコマーシャル
10月強調月間
テレビ金沢15秒スポット
石川テレビ15秒スポット
無料相談会及び行政書士をＰＲ（9月下旬から10月上旬）

パブリシティ（無料記事の掲載、報道）
報道機関各社を訪問、交流を進め、取材依頼の窓口拡大強化
石川県庁記者クラブの報道各社へ取材依頼
（行政書士を紹介した広報用パンフレット持参）

報道関係各社を直接訪問し、取材依頼
新聞社、ラジオ局、テレビ局各社を直接訪問し、取材依頼をする。
（行政書士を紹介した広報用パンフレット持参）

無料番組出演し、行政書士制度強調月間・行政書士110番をＰＲ

2. 会報いしかわを発刊
年2回8月と2月に発刊。

3. メディアの利用広報

ラジオコマーシャル
9月から2月の6ヶ月間レギュラー広告
MROラジオ20秒提供　　週1回
FM石川ラジオ20秒提供　週1回

新聞広告の掲載
行政書士業務内容などのPRのため昨年度に続き、会員有志の負担金により会員連名形式の新聞広告［illegible］
する。

今年度は、テレビコマーシャルを取り入れることにより、より幅広い層に行政書士をPRすることとしました［illegible］
また、新聞、テレビ、ラジオといった3つのメディアを使うことにより、より高い効果を期待しています。

業務指導部

1.　研修会開催予定

（1）特別研修会（主に民法等の基礎的法知識習得のためのもの）
（現在　受講申込者51名）

第1回	日　時	平成15年6月21日（土）	
	研修内容①	「契約とは」	北陸大学　柳本祐加子助教授
	研修内容②	「事務所経営のノウハウ」	金沢支部　的場晴次会員
第2回	日　時	平成15年7月26日（土）	
	研修内容①	「契約の成立」	北陸大学　柳本祐加子助教授
	研修内容②	「契約の効力」	
第3回	日　時	平成15年8月2日（土）	
	研修内容①	「建設業許可申請の基礎知識」	七尾支部　太田　勉会員
	研修内容②	「経営事項審査の基礎知識」	金沢支部　寺田　隆会員
第4回	日　時	平成15年9月20日（土）	
	研修内容①	「契約の解除」	北陸大学　柳本祐加子助教授
	研修内容②	「会社定款の基礎知識」	金沢公証人合同役場公証人

第5回　日　時　平成15年10月18日（土）
研修内容①「契約の取消・無効」　北陸大学　柳本祐加子助教授
研修内容②「公正証書契約書の基礎知識」　金沢公証人合同役場公証人

第6回　日　時　平成15年11月15日（土）
研修内容①「契約履行の担保」　北陸大学　柳本祐加子助教授
研修内容②「公正証書遺言の基礎知識」　金沢公証人合同役場公証人

(2) 伝達研修会（主に制度改正による変更点の知識習得のためのもの）

日　時　平成15年8月23日（土）
研修内容①「定款作成代理　他」　中川　大会員
研修内容②「電子申請への取り組みについて」　西山　忠会員
（広島県行政書士建設業協議会主催のセミナー）

(3) その他（日時未定）（主に制度改正による変更点の知識習得のためのもの）

(1) 環境活動評価プログラムの登録に関するノウハウ
※H16の指名願に間に合うよう開催日を設定する。
(2) 改正労働者派遣法の解説
※H15.6.6成立。H16.3月施行
上記施行に合わせて、開催日を設定する。

2. 業務関係資料の収集・整理と再利用のための手段の確立

→ホームページの見直し、再構築
（高度情報通信対策委員会と連携して）

内容
①リンク集の充実
②会員向け文書を蓄積し、全文検索できるようにする。（情報の再利用）
③外部から入手した業務用資料の蓄積、再利用を図る（紙文書の再利用）

監察部

活動方針とその内容

○10月の行政書士制度強調月間を通じ、行政書士制度の一層のPRに努める。
・行政書士無料相談会の実施
・官公署窓口でのポスター掲示、警告プレートの設置

○行政書士証票の活用により行政書士の資質向上及び偽行政書士の排除に努め、官公署への虚偽の申立て（成りすまし）、民民間の文書偽造（改ざん）を防止する。
・会員の業務中における行政書士証票の携帯提示を推進
・代理人行政書士の身分証明として積極的に利用

○非行政書士行為への対応
・会員へ非行政書士行為の事例報告を求める。
・非行政書士行為に対する調査、措置

○電子申請への対応
・各種電子証明書の取得代理を行うことにより、電子申請における代理人行政書士のイメージアップを計ると共に、第三者による電子情報の漏洩、乱用を防止する。

新役員就任あいさつ

総務部の窓から

総務部長　的場晴次

近年の本会の運営は政府の構造改革の流れの中で、規制改革、司法制度改革、電子政府の確立の影響を受け、その流れに流されることなく、会員の業務拡大と権益確保、そして国民に信頼される行政書士制度の確立に尽力してきました。

石川県行政書士会会則施行規則第３条によると、総務部の業務は会員の登録・入会、支部の活動、会員の品位保持等の６項目の業務を行うとなっています。要するに会員の業務がスムーズに行われるように、会の運営を通してサポートすることが総務部の役目と思われます。

この度、総務部長という大役を任命されました私と致しましては「会は会員のために奉仕する。会員は会の運営に協力する。」をモットーに微力ながら尽くしたいと思っております。幸い私の事務所は本会と同じ建物の１階にありますので、総務部の窓として会へのご意見、ご希望がありましたなら、何時でも当事務所にお立ち寄り願います。

会員の皆様の新風、薫風を総務部の窓から取り入れまして、会の空気が常に新鮮であるよう心掛けて参りたいと思います。会員の皆様のご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

経理部長に就任して

経理部長　荒谷慶一

このたび、経理部長を命ぜられました。担当副会長、副部長、２名の部員と共にスムーズにその任務を遂行すべく努力したいと思っております。

世の中、不況・増税等々語りだしたらきりがないほどの大変な時代になってきました。事務所経営も楽でない時代か？又書士会の財政もご多分に漏れず逼迫か？

さて、経理部の仕事はというと大事業でもない限り対外的なものはまず無い。書士会のスムーズな運営の基盤である収入の確保であり又無駄な冗費の削減である。

①書士会の収入の85％前後を占める会員各位の会費納入の促進及び長期会費未納者対策。

②予算執行に伴う経理チェック

③財務面からの将来布石としての在り方の検討。

以上３点を中心に任務を遂行したいと考えますので、会員各位のご協力・ご指導をお願いして就任挨拶とします。

法規・企画部長に就任して

法規・企画部長　端井義之

このたび法規・企画部長を命ぜられました。正直なところ、浅学非才のこの私に大役を無事務められるのかと心配しております。もとより微力ではありますが、少しでもお役に立てるよう誠心誠意努力する覚悟でございますので、何とぞ皆様方のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、行政書士に代理権が付与されたことにより、代書屋から法律専門家への道が開かれたことは誠に結構なことであります。

しかし、許認可などの申請手続に代理権を認めておきながらそれが不当に拒絶された場合、これについて行政書士が何も対抗手段をとる権限が認められないのでは、行政書士に代理権を認め国民の権利を保証しようとした意義が失われるからであります。行政書士はその申請手続に直接関与したものであり、依頼者以上に当該申請手続についての知識を有し、依頼者の利益を最も代表する立場にあるのであるから、かかる行政書士に行政不服審査法や行政手続法での聴聞代理等々の代理権を与えるべきであると思います。法制化が今後の重要な課題であり、真に街の法律家として業務を行うことができるよう早期実現を念願いたしております。

広報部長就任にあたって

広報部長　河越俊雄

この度、広報部長を引き受けるにあたり、自分の力でできるのかという不安が大きかったのですが、少しでも役に立てばという気持で引き受けました。

広報部の仕事は、まず広く一般の方々に「行政書士」のことを知っていただくことだと思います。現在「行政書士」という名前を知っている人は増えてきていますが、具体的には何をする人なのかわからないという方や司法書士と混同されている方など、まだまだ知られていないところが多いのが現実です。今後は少しづつでも街の法律家としての「行政書士」を認知してもらい、困ったことがあれば、まず「行政書士」が頭に浮かぶようになればと思います。

また、会員の皆様には会報等を通じ、会や業務の情報を提供していきたいと思います。何分はじめてで慣れないことが多い中、皆様にご迷惑をかけることもあるかとおもいますが、ご理解とご協力お願いいたします。

業務指導部長に就任して

業務指導部長　西山　忠

このたび業務指導部長に就任致しました。ここに謹んでご挨拶申し上げます。

近年、政府による「聖域なき構造改革」の方針の下、経済、財政、行政、社会のあらゆる分野において構造改革が進められています。また、コンピューター、インターネットの普及により、我々の社会生活が大きく変わりつつあります。その影響は、我々行政書士の業務環境そのものにも及んでいます。

このような時代にあっては、変化に付いていくこと自体に多大な労力を必要とします。ましてや、一般事業者、市民については推して知るべしでしょう。行政書士の業務が事業者、市民のサポート業だとすると、我々の存在意義は益々高まっているものと考えます。

当方も、入会当初は全く仕事がわからず、仕事を受任しても右往左往の連続でした。あのころ、様々な質問を快く答えていただいた先輩方にはどれほど助けられたことかわかりません。ようやく「行政書士業」にもなれてきた今日この頃、今度は当方が微力ながら力添えをする時期だと考え、この大役を受任しました。

今後は、今一度初心に帰って、更に研鑽を重ね、職務に精通し、担当副会長、副部長、部員の諸先生方と共に、当会の発展に尽くす覚悟であります。

前任者同様、格別のご支援宜しくお願い申し上げます。

就任にあたり

監察部長　中川　大

この度、監察部長を命ぜられましたので一言ご挨拶申し上げます。平成7年2月に本会に入会し約8年半になります。この間、業務内外において多くの先生方のお世話になりました。

入会して間もない頃、どこでも飛び込んでご迷惑をお掛けしながらいろいろと勉強させて頂きました。これまでやって来れましたのも、会役員の方々をはじめとする周囲の皆様方のお陰と深く感謝しております。

若輩者で知識と見識に乏しい私ですが、本会を築いて来られました諸先輩方の名に恥じないよう努めて参ります。

最後になりますが、昨今の行政書士の知名度アップと度重なる法改正により行政書士の重要性とその責任は増しており、依頼に応え、専門家としての立場を確立すべく研鑽を積んで行きたいと存じます。

日政連報告

幹事長　宮川　外茂次

行政書士法の改正が今国会で成立！！

今国会に上程された行政書士法一部改正案は去る7月10日衆議院本会議可決を経て、7月23日の参議院本会議において可決し成立しました。なお、改正起草案の趣旨及び内容は下記のとおりです。（衆議院総務委員会議事録　抜粋）

＜記＞

行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を業務とし、国民の利便性の向上等に多大な貢献をしてまいりました。

しかしながら、今日、行政書士を取り巻く環境は、高度情報化社会の進展を初めとして、大きく急激に変化してきており、行政書士の業務に対する国民のニーズも多様化するとともに、国民の利便性のさらなる向上が求められております。

このため、複雑・多様化する社会情勢に的確に対応し、行政書士の業務遂行能力の強化と規律の向上を図り、行政書士及びその業務に対する国民からの一層の理解と信頼を確保する見地から、本起草案を提出した次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、行政書士のみを社員とする行政書士法人を設立することができることとしております。

第二に、行政書士は、所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないものとすることとしております。

第三に、国民一般からの懲戒処分請求制度の創設、懲戒処分の公報による公告等を行うこととしております。

なお、この法律は、平成16年８月１日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

今回の法改正の具体的改正法文や解釈、改正に伴う行政書士会及び行政書士の対応については今後順次日行連機関誌「日本行政」に掲載される予定ですので参考にしてください。

行政書士法の一部を改正する法律案骨子

第1　行政書士法人制度の創設

1　設立

行政書士は、行政書士法人（行政書士の業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。）を設立することができるものとすること。

2　社員の資格

行政書士法人の社員は、行政書士でなければならないものとすること。

3　業務の範囲

行政書士法人は、行政書士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち行政書士の業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとすること。

4　業務を執行する権限

行政書士法人の社員は、原則として、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとすること。

5　解散

行政書士法人は、社員が一人になり、その後六ヶ月間その社員が二人以上にならなかった場合等には、解散するものとすること。

第2　研修

行政書士は、行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとすること。

第3　国民一般からの懲戒処分請求

何人も、行政書士又は行政書士法人について懲戒の事由があると思料するときは、都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができるものとすること。

第4　懲戒処分の公告

都道府県知事は、行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもって公告しなければならないものとすること。

第5　その他

1　この法律は、平成16年８月１日から施行するものとすること。

2　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

輪島支部特集

支部長　　八木　史郎

輪島支部

平成15年度輪島支部総会は平成15年4月25日に開催され、次の役員が選出されました。

〔支部役員〕

支 部 長　　八木　史郎
副支部長　　坂下　春夫
幹　　事　　橋詰　浩
幹　　事　　大森千歌子
幹　　事　　波座　行一
監　　事　　谷内　廣

〔本会役員〕

理　　事　　八木　史郎
綱紀委員　　宮下　重秋
監査委員　　北山　和夫

支部紹介　　輪島支部

輪島支部
八木史郎

東京が近くなる

会報いしかわに能登空港についてのＰＲをさせていただきます。今回が３回目となります。

初回は自然と開発とは、いかに調和を保つ事のむずかしさを強く感じました。２回目は空港全体の造成計画等施設全体のレイアウト事業規模等についてふれさせていただきました。今回はいよいよ県下最大の大型プロジェクト能登空港が7月7日開港施設の完成はもちろん空港設置の効果等についてものべさしていただきます。

空港の特色として全国60数カ所ある地方空港の中でターミナルビルと行政センターが同一建物に存在する施設は全国で初めての事業であります。

もちろん第3種空港で設置者は石川県であります。７月３日に行政センター4Ｆの総務課２Ｆの空港管理事務所にお伺いし担当の方々より種々説明してもらいました。大別しますと次の通りとなります。

行政センターに現在約190名（16機関）の職員が行政事務に従事しています。特に市町村行政サービスセンター窓口では7ヵ市町村印鑑証明、戸籍等が発行される事になりました。但し現在は我々資格者として職務上での戸籍の請求は出来ない事になっています。このことについて発行できるようにすべきでないでしょうか。パスポート等の手続きも常設となりました（前は週一回）。将来的に奥能登の行政の中核的な位置付けになることはそう遠くないでしょう。

能登空港の行政部門の主な事務所配置　（平成15年5月6日 現在）

1階	2階	3階	4階
能登空港警備派出所 輪島土木事務所分室 能登空港旅券窓口 交通事故相談所能登支所 市町村行政サービスセンター 能登の旅 情報センター 奥能登地域中小企業支援センター 公衆電話、喫煙コーナー 男・女手洗所 湯沸室、男ロッカー室	能登空港管理事務所 喫煙コーナー 男・女手洗所 湯沸室、男・女ロッカー室	輪島農林総合事務所 （林業公社輪島支所） （農業開発公社能登駐在所） （能登開発営農対策協議会） 閲覧・入札室 書庫（1,2） 喫煙コーナー 男・女手洗所、多機能手洗所 湯沸室、男・女ロッカー室	奥能登総合事務所 （消費生活相談室・行政相談室・就業相談室） 奥能登教育事務所 社会教育センター能登分室 （多目的室・作業室・調理実習室・講義室） 奥能登広域圏事務組合事務所 会議室（大:41 中:42 小:43） 記者室、職員労働組合事務局 互助会売店、休憩室（和室・洋室） 喫煙コーナー、書庫、男・女手洗所、 多機能手洗所、湯沸室、男・女ロッカー室

NOTO AIRPORT

能登空港ターミナルビルご案内

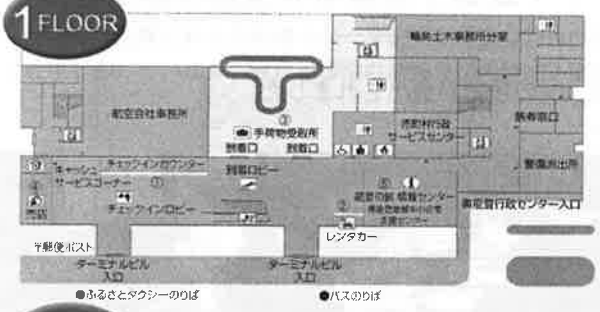

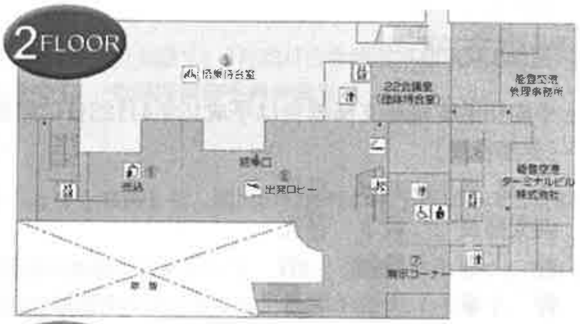

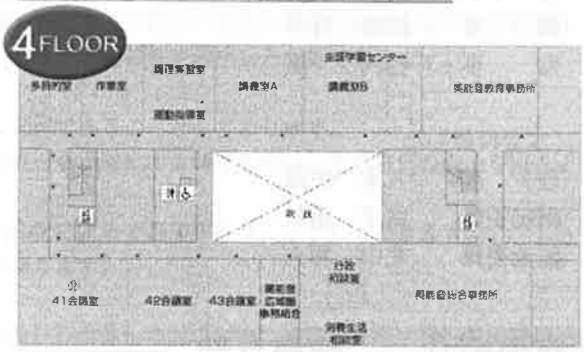

主な施設等の利用時間

主な施設等の利用時間は、次のとおりです。

階数	主な施設	開庁日		閉庁日	
		開時間	閉時間	開時間	閉時間
4	生涯学習施設　（年末年始は休館）	9：00	21：00	9：00	21：00
3	見学者デッキ	8：00	19：30	8：00	19：30
	レストラン　（5/1～7/6までの利用時間）	10：00	16：00	（7/7以降営業開始）	
2	売店　（5/1～7/6までの利用時間）	10：00	16：00	（7/7以降営業開始）	
	展示コーナー	8：00	19：30	8：00	19：30
1	能登空港旅券窓口	9：00	16：30	―	―
	交通事故相談所能登支所	8：30	17：15	―	―
	市町村行政サービスセンター	9：00	16：30	―	―
	能登の旅　情報センター　（予定）	9：00	17：00	9：00	17：00
	奥能登地域中小企業支援センター	13：00	17：00	（原則休業）	
	売店　（5/1～7/6までの利用時間）	10：00	16：00	（7/7以降営業開始）	
	レンタカーカウンター　（7/7以降営業開始）	9：00	17：00	9：00	17：00
	キャッシュサービスコーナー（北國銀行、興能信用金庫、北陸労働金庫、能登信用金庫、JA）	9：00	18：00	9：00	18：00
	空港ターミナル玄関（2箇所）	8：00	19：30	8：00	19：30
	空港ターミナル通用口	8：00	19：30	8：00	19：30
	奥能登行政センター正面玄関	8：00	18：00	8：00	18：00
	奥能登行政センター通用口	7：30	20：00	7：30	20：00
		【20：00～翌日7：30の間は、カードで入館】			
	郵便ポスト取集時間	① 11時45分頃		② 午後4時頃	

支部だより

金沢支部

行政書士の明日を切り開く

支部長　寺田　隆

平成15年５月10日に開催されました、金沢支部総会におきまして、支部長に就任しました。行政書士登録は、平成７年２月８日、まだまだ会員歴９年目です。浅学非才ではありますが、精一杯務めさせて頂きます。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

さて、行政書士事務所を開業されても、残念ながら数年で廃業される会員の方たちが後を絶ちません。様々な要因があるとは思いますが、そんな中で、事務所運営について悩んでいる方々に、少しでもお役に立てばと思い一言申し上げます。

私は、行政書士事務所開業前、会計事務所に８年間勤務していました。バブルがはじける前の時期で、寝る間もないくらいに忙しく、また、大きな案件も次々とこなさなければならない状態で、本当に大変でした。しかし、そのぶん密度が高く数多くのことを学ぶことができました。そして、行政書士として事務所を運営するための数多くのノウハウを得る事もできました。その中でも、とりわけ重要と思われるものをご紹介します。

第一に、明確な目標（理念）をもつことです。複数の人たちが、ある方向に進むためには、同じ目標（理念）を持つ必要があります。そのためには、目標（理念）を壁に貼り、朝礼等で声に出して言うことが大切です。伝わらなければ、何の役にも立ちません。

第二に、度胸をもつことです。営業で一番大切な部分です。自分より大きく感じるものには誰しも恐怖を感じますが、知識を養い、努力と経験で自信をつけることで、それにうち勝つことができます。

第三に、人脈をもつことです。そのためには、まず、人から信頼されうる人格を持ち、約束事を守ることです。約束も守れずに、信用してほしいと言われても無理な話です。

第四に、正しく的確な情報源があり判断することができることです。新聞、インターネット、雑誌等、身の回りには情報があふれています。しかし、正しく的確な情報は少なく、また、それを判断することができなくては、何の役にも立ちません。

第五に、経営計画及び年間計画があることです。毎年年初にゴールを定め、そのための地図になる計画書を作ることです。行き先もわからず、地図もなく、むやみやたらと歩いても何の意味もありません。

今後も、我々を取り巻く環境は厳しい状況が続くのではないかと思いますが、以上を実行することによって、行政書士としての明日を切り開く事につながるのではないかと信じています。

平成15年度　石川県行政書士会　金沢支部
定時総会　開催

平成15年５月10日（土）午後４時00分からホテルイン金沢に於いて委任状を含め98名参加で平成15年度金沢支部定時総会が開催された。

寺田総務部長が司会、開会を宣した後、物故会員への黙祷を行い、的場支部長より、より専門的となった無料相談会の活動報告、数々の法改正等の成果をおり込んだ挨拶があった。

続いて、来賓の石川県行政書士会会長　茅野勇平殿から祝辞をいただいた。

中川業務指導部長より、支部規則第13条により今総会が適法に成立したことの報告を受け、議長に河越俊雄会員を選任し、議事録署名人に永倉幸司、上田耕蔵両会員を指名し、承認された。

第１号議案及び第２号議案は互いに密接な関連があり一括審議とし、川本剛生監事による監査報告が行われ、平成14年度の収支決算は適正かつ妥当であったと報告があった。その後、満場の拍手で第１号議案及び第２号議案は可決承認された。

第３号議案及び第４号議案は互いに密接な関連があり一括審議とし、満場の拍手で第３号議案及び第４号議案は可決承認された。

第５号議案の新役員の選任は支部規則第８条で、支部長、副支部長、理事、幹事は支部会員の中から総会において選出するとあり審議に入った。執行部に腹案があれば披露しそれにつき審議を行う事となり、支部長からの新役員案に対し、満場の拍手で第５号議案は可決承認された。

第６号議案は金沢支部推薦の県副会長及び県理事の選任で、支部長からの金沢支部推薦副会長及び理事案に対し、満場の拍手で第６号議案は可決承認された。

第７号議案その他については、特に議案がなくて全ての議案審議が終わったことを確認した。その後、新役員が選出されたので、代表して、寺田新支部長からの抱負を求めた。

寺田新支部長より、法改正により、大きな職権を手に入れたが、生かすも殺すも会員自身の努力に係っている、新執行部は前執行部の利点をさらに充実させ、情報発信を行うと言った抱負を述べた。

議長は、以上で本総会の議事が全て終了したことを宣し、議事進行の協力に対する感謝を含めた退任の挨拶をし、議場は拍手でその労をねぎらった。

最後に、大田晃副支部長から本総会開催にあたり会員各位の協力のお礼と今後の更なる発展を祈念して閉会の挨拶を述べ終了した。

＜平成15・16年度　金沢支部組織＞

支部長	寺田　隆	
副支部長	大田　晃	
	部長	副部長
総務部	上戸大介	山本洋子 下出美鈴
法規・企画部	片山義宏	的場晴次
広報部	谷口憲弘	永倉幸司
監察部	西山　忠	斉藤芳輝
業務指導部	中川　大	上田耕蔵
監事	川本剛生	松田行雄
県副会長	倉本　守	宮川外茂次

小松支部

支部長　京念　昇

小松支部平成15年度定時総会は、５月９日（金）辰口町「たがわ龍泉閣」にて、本人出席15名及び委任状出席15名の計30名にて開催されました。

冒頭、総会は直前の５月６日ご逝去された多谷一雄氏への黙祷で開始されました。長年ご活躍いただき、よく会合に参加しておられた折りのお姿が想い浮かんでまいりました。

議事に先だち、ご出席いただいた本会茅野勇平会長より、祝辞とともに、本年２月の行政手続オンライン化関係三法の成立に伴う行政書士法の改正、また行政書士修習制度、職務上の調査権、行政書士事務所の法人化等今後の課題等についてミニ研修会がもたれました。昨年７月の改正行政書士法施行により代理権行使が始まり、一段と士業としての責任を果たすべく対応が進められていることが感じられました。

議事においては、事業報告・決算報告、事業計画・予算案が審議、可決されました。実務研修会並びに行政書士制度強調月間活動を柱とする事業について、より一層の充実に向けて意見が出されました。次いで、支部役員の改選と本会役員候補の選任が審議、可決されました。

総会後の懇親会では、まず温泉に浸かり寛いだ雰囲気の中、実務にまた会の運営についてと、活発な意見に耳を傾け合う姿が見られました。

最後に、支部事業になお一層のご指導ご協力をお願いして、簡単ですがご報告とさせていただきます。

七尾支部

支部長　端井　義之

平成15年度七尾支部定時総会

平成15年度七尾支部定時総会は、平成15年４月26日中島町「国民宿舎能登小牧台」において、会員10名が参加して開催（他に委任状提出者18名）され、来賓として本会より宮川外茂次副会長のご出席をいただき、祝辞を頂戴した。

審議は、まず平成14年度事業報告・決算報告がなされ、袋井監事による監査報告あった後、原案どおり全会一致で承認可決された。その後、池亀努、中原隆之、両新入会員の自己紹介があった。

続いて、平成15年度事業計画及び予算案の提案があり、それぞれ原案のとおり全会一致で承認可決された。

引続いて役員改選について審議がされ、下記のとおり新役員が選出され総会を終了した。総会終了後、引続き業務研修会が開催され、「法改正と今後の行政書士業務について」を研修テーマとして宮川外茂次副会長のご講話を拝聴した。行政書士の職域拡大につながる画期的な法改正であることの認識を新たにした実り多い研修であったと思っております。

その後一泊の懇親会が開催され、二次会にも足を運び大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができた。

平成15・16年度＜七尾支部役員＞

支部長	端井義之
副支部長	津田　享
代表幹事	浦辻　昭
代表幹事	新保康彦
幹事	高井孝一
幹事	西川勘次郎
幹事	加藤良一
監事	松田　豊
監事	袋井　勝

＜支部選出本会役員＞

副会長	太田　勉
理事	端井義之
理事	本多良秋
理事	杉本喜和

＜支部選出本会委員＞

綱紀委員	塩田義一
選挙管理委員	垣内典穂

業務研修会　報告

業務指導部長　　西山　忠

さる6月21日(土)、石川県地場産業振興センター新館において、約50名の出席者のもと、第1回特別研修会を開催しました。

前半は、北陸大学法学部柳本祐加子助教授による民法講座の第1回目が行われました。

この研修会は、日行連司法研修制度（仮称）の先駆けとして行われるもので、業務に直結するわけではないが、絶対に必要な民法の素養を身につけることを目的としています。

そのため、下記に従い、契約に関する民法の制度を網羅的に概観する予定です。

	民法講座	その他
第1回（6月21日）（土）	「契約とは」	「事務所運営のノウハウ」
第2回（7月26日）（土）	「契約の成立」 「契約の効力」	
第3回（8月2日）（土）		「建設業許可申請の基礎知識」 「経営事項審査の基礎知識」
第4回（9月20日）（土）	「契約の解除」	「会社定款の基礎知識」
第5回（10月18日）（土）	「契約の取消・無効」	「公正証書契約書の基礎知識」
第6回（11月15日）（土）	「契約履行の担保」	「公正証書遺言の基礎知識」

今回は初回のため民法総則からはじまる基礎的な説明でしたが、講座全体としては民法の総則・債権総論・債権各論にまたがる網羅的な説明とあって、参加者は熱心に聴講していました。

後半は、当会の的場晴次総務部長による「事務所運営のノウハウ」と題した講演でした。内容は、新入会員が業務を遂行するにあたりおよそ必要な事項についてノウハウを説明するものでした。

的場会員の経験に基づいた具体的な説明には、新入会員のみならず経験年数を積んだ会員にも役立つ部分が多々あったと思われます。

全国女性行政書士交流会イン越後湯沢に参加して

輪島支部　大森千歌子

第14回全国女性行政書士交流会が、7月5日（土）6日（日）の両日にわたり、新潟県で開催されました。

2003年の開催の交流会には、石川会から多数参加しましょうねと言い続けておりましたが、みなさん都合がつかず、一人での参加となりました。今年は29名の参加でした。

第1日目は、ミニコンサート（フルートと電子ピアノの演奏）と講演会でした。

演奏会では、うっとりと聞き入り、会場はシーンと静かになりました。

講演会は、元NHKアナウンサー・解説委員をしておられた小宮山洋子衆議院議員から「女性と政治」と題して、1998年7月からの参議院議員時代に「男女共同参画基本法」を作り、女性も男性も性にとらわれずに、個性と能力を発揮できる社会をつくり、生き生きと暮らせるように取り組んできたことや2003年衆議院議員に当選されて、DV防止法成立後の取り組みや、青少年問題に取り組んでいる状況等の報告をされ、政治をよくするには、政治の場にいる人から情報を出し、一般の人も生活の中にアンテナをたてて、情報発信をしなければならない。女性が政治の場にいなければ日本の政治、私達の社会はかわらない。女性パワーが必要とのことでした。

夜の会食には元魚沼支部長の坂西輝男、長岡支部の井口芳郎両氏も出席して下さいまして、歓迎の言葉をいただき、出席者は、日頃の活動ぶりを自己紹介をまじえながら発表し和やかなひとときを過ごしました。

第2日目は行政書士と電子申請について、井口芳郎講師の講義を受け、昼食後は四季折々の山野草や木の実の水彩画の展示館（野の花の絵館）で越後の山野草の種類の多いことと可憐な花に時のたつのも忘れるようでした。次に湯沢高原アルプの里でも、高山植物園の散策で、可愛い花々と高原の風にふれ、身も心も洗われる思いでした。この会に参加して新潟県行政書士会会長に相羽利子さんが全国初の県の会長として選ばれたということで交流会参加者は、ますます研修をかさねて、女性のパワーを発揮しようという意欲を持った様に感じました。更に他の県でも県の会長に女性を選出することに協力しましょうと申し合わせ、来年は岐阜県で会うことを約束し解散いたしました。

女性行政書士交流会石川会　平成15年度定時総会開催

平成15年6月21日(土)午前10時30分より、金沢勤労者プラザにおいて、平成15年度定時総会を開催いたしました。

茅野勇平石川県行政書士会会長から励ましの言葉をいただき、その後、本会の情勢について聞かせていただき、質問も出るなど大へん有意義であったと思っております。

宮本幸子女性行政書士交流会石川会会長から、今年度も研修に励み、ますます親睦を深めながらがんばりたいとの挨拶があり、平成14年度事業報告及び決算報告、平成15年度事業計画（案）及び予算（案）を提案し、異議なく、承認されました。

平成15年度事業計画は次のとおりです。

1. 総会開催と研修会（6月21日）
2. 一泊研修会（10月初旬）
3. 年3回を目標にして、会員相互の親睦会（研修会）の開催

以上の計画に基づいて、実施いたします。多数の参加をお願いいたします。

建設工事の内容の追加に伴う措置について

本年7月25日付けで、平成15年国土交通省告示第108号をもって、昭和47年建設省告示第350号（建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の改正が行われ、次のとおり関連通知を改正しました。

1. 建設業法の一部を改正する法律の施行について（昭和47年3月18日建設省計建発第45号）の一部を次のように改正する。
   別表「造園工事」の項中「水景工事」の下に「屋上等緑化工事」を加える。

2. 許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について（昭和60年10月14日建設省経建発第170号）の一部を次のように改正する。
   十五　造園工事に次のとおり加える。
   (3) 今回新たに追加した「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
   (4) 例示おける「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

3. なお、上記2.の改正に伴い、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」を次のとおり改正したので参考とされたい。

建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）の一部
（参考）
「建設工事の内容の追加に伴う措置について」新旧対照表
1. 建設業法の一部を改正する法律の施行について（昭和47年3月18日建設省計建発第45号）
（傍線部分が改正部分）

別表

建設工事の種類	建設工事の例示
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事 広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事

2. 許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について（昭和60年10月14日建設省経建発第170号）
十五　造園工事
(1)・(2)　(略)
(3) 今回新たに追加した「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
(4) 例示おける「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

3. 建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）

【第二条関係】
2. 許可業種区分の考え方について
(14) 造園工事
①・②（略）
③「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
④「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

別表1

建設工事の種類	建設工事の例示
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事 広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事

を次のように改正する。
【第二条関係】2.の(14)造園工事に次のとおり加える。
③「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
④「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
別表1中「造園工事」の項中「水景工事」の次に「屋上等緑化工事」を加える。

随筆 会員のコーナー

品川燈台（重要文化財）は、江戸防備のために造られた小さな人工島に建てられた。

かつては異国人を拒むための島（砲台）に、
異国人を迎えるための灯りが点った…

明治が息吹く明治村

小松支部 村井謙介

『19日、おらなんだな。鍵掛けてさ…どっかイイトコあったんか？』

『アー、ちょっと名古屋まで。娘の嫁ぎ先へ新築祝いを届けにさ。４月に新居引っ越しの案内貰ったんやが、なかなか忙しくてな。18日（日）に出て、19日（月）の夜帰ってきたんや。』

『そんなんか、俺に、ウマーい、キシメンでも土産ないんかい？』

『お前に食い物のミヤゲは無い…いつもあとでクレームばっかり言うからな…アー、その代わり、これ、やろう。明治村の絵葉書よ…キレーだよー。』

『ありがと。今更、明治村でもなかろうに…あそこ、広いから疲れたろ？ぜーんぶ回れなんだろ？』

『イヤ、それがヨメさんと２人で、４時間たっぷり掛けて、“踏破”したぜ…ツカレターを連発しながらもな…。幸い雨もなく、気温も快適だったし…ラッキーでした。今更、明治村でもなかろうにって、お前、今、小馬鹿にしたような口振りやったけど、それがどうして、どうして、若い時と違って、見るもの、観るもの、感激でな…明治時代の…幕末から50～60年の日本の近代化への、明治人の気概とエネルギーを感じ取れて、いい勉強になったぜ。』

『ふんふん、そーか、日本人、日本に限らず、国、人に“外圧”が作用したとき、どう対応して行くものなのかって、…なーんか見物席で見下ろすようなこと、言ってはイカンのかも知れないけど、そういう状況、オモシロイもんな。歴史上、モンゴルの襲来、幕末、方向はちがうけど、遣唐船、倭寇、…直接の当事者でもない者の特権か…』

『とにかく広かった。100万㎡、コレ、ピンとこない…この中に67棟の建造物と、その中の展示物、昭和40年３月18日、開村とある。アレマ…俺の開業、昭和48年３月18日…俺、明治村の８年後輩のジムショってことか…ことなかれの“事無処”ではイカンな…

９棟の重要文化財、これ見落とさずに丹念に見学、９棟だけでなく、67棟全部が重要文化財にせにゃー、と、俺、思ったもんな。それぞれ史実が立派でよ…』

『そんで、どうや、老いたる、お前が今回、２度目かい？その２度目の見学で一番印象深かったのはなんや？　オイ、コノかきやま、海苔巻きの…いいか？』

『そうだなー、アー、それなら、北里研究所本館・医学館出て、カメラ構えててフッと思ったね…これパスツールやコッホの研究所の内部写真より凄い！中央の尖塔が青空を突き刺すようでな、ここに“追いつけ、追い越せ”の、なんか、国を挙げての明治人の近代化への熱情が読み取れてな。暫し、シャッター切り忘れてファインダー越しに見とれてた…②金沢監獄正門、金沢監獄中央看守所・監房、四高武術道場、四高物理化学教室、の４棟、なぜか金沢のものが、名古屋のものと同等に４棟、“明治を残そう”の発案者名鉄会長・土川元夫氏と谷口吉郎博士のお二人は共に、四高の同窓生であられた由、四高武術道場『無声堂』、かつて青春のひととき、剣道に、柔道、弓道に汗を流した懐かしい建物の取り壊しを見るに忍びず、どんな思いで移築を申し出られたのか、心情察して余りあり…③森鴎外、夏目漱石住宅、品川燈台、札幌電話交換局、学習院長官舎の乃木大将の写真パネルの前では、２人の息子さんを日露戦争で亡くされた後の、明治天皇推挙の着任とか…ちょっと寂しげなお顔を拝して、俺、司馬遼太郎さんの小説、『殉死』を思い出して、涙、涙頬濡らしてよ…コマッタ…明治天皇崩御後の大将の壮絶な切腹場面が脳裏を過ぎってな。ま、こんなとこかな。』

『ホラ、確か…金沢監獄の監房には、布団とか枕、それに、なんかメシの標本みたいなのなかったかぁー…昔、俺、“俺んちのメシは明治の監獄以下やな”って、ヨメさんに愚痴ったら、“自分の稼ぎのワルイこと棚にあげてなによ！”って反撃されてな。俺の明治村の印象ちゅうのは、こんなものよ。嗤えるな。』

『とにかく、明治は遠くしちゃいかん…と思ったな。明治の科学技術とか文物でなく、明治の“人の心意気・人情・進取の気性・異物を消化して同化してしまう知恵と粘り・創意と工夫で似て非なるものを作り出す器用さ”建物や展示物を鑑賞して、俺、つくづく思いました。明日からの糧にしよう！ってな。』

『俺もお前も、ドラキュラになって明治の親父からもっと血を吸い取るべきやったな。』

阪神タイガース観戦記

金沢支部　新　谷　　武

私は読売巨人ファンである。今年７月５日阪神タイガース対ヤクルトスワローズ戦が甲子園球場にてあるとのこと、学童野球の仲間たちに誘われ、始めて甲子園球場いきとなった。試合開始３時間前に球場に到着したが、すでに満員状態、黒色と黄色ばかりのメガホンやヘルメットばかり。ヤクルトのファンは何処を探しても僅少の状態。試合が始まれば、虎縞模様の波が行ったり来たり、私の仲間といえば、お土産袋を破ってメガホンやタオルを振り回し大声援を送っている。

私は巨人ファンである。一人孤独を感じている。孤独とは我慢することと見つけたり。しかし終りには私もメガホンを振り回しカットバセー赤星と叫ぶようになりました。集団心理に身を任せる気楽さ快さ、そしてこの集団心理が阪神タイガースを後押ししてるのか、また勢いの秘密なのかと思う。地域社会からエネルギーの発散や捌け口または連帯の場であったお祭りが少なくなったり賑わいを持たなくなったりしている。しかし、形をかえて現代のお祭りともいえるサッカーパブやタイガース居酒屋に若者たちが集まっている。それもよいかもしれない。

ところでこの不景気なにを馬鹿騒ぎしてと白眼視するむきもあるかもしれないが、不満と不遇に甘んじている人たちの多い今こそ、18年間の不遇に耐えた阪神タイガースとともに日頃の憂さやストレスを発散するいい機会でないでしょうか。レッツゴー、レッツゴー、タイガース!!　ひょっとして私も不満、不遇に甘んじている一人なのかも。来期こそ巨人頑張れよ!!

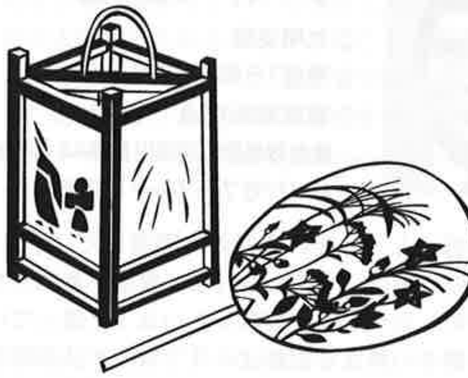

短歌「能登空港開港」

輪島支部　大森　千歌子

能登空港開港なりてこの年の　あばれ祭はにぎわい増せり

来年の祭りにも又ぜひ来ると　東京へ飛ぶ友は笑顔で

東京で同窓会を開くよと　友は意気込む能登空港にて

研修制度の実施に思う

金沢支部　藤　井　速　生

月刊日本行政、県行政書士会会長の立候補挨拶などから知り得た我々会員の資質向上、体質改善、主体性の確立について述べさせていただきます。今般研修制度として七十五単位修得の研修制度は大賛成です。希望としては会員だれでもどこでも何時でも参加出来るようにして欲しい。具体的には会場に出られない身体障害者高齢者などには①テキスト②カセットテープ、③ラジオ、テレビの講義放送④インターネットなどで勉強し石川県支部で所定検定試験、不合格なら追試験で合格すると言った幅広い扱いに願います。とりわけ顧客のニーズ、今の社会的背景、横並びの各種士業との関係を考える時この制度実施は当然中の当然と言わねばなりません。

雑感

加賀支部　奥　田　繁　雄

開業後、半年以上経過し、ようやく建設業許可申請の依頼が入り四苦八苦の末、目途が立ちました。その間、仕事が入るのか不安でもあり、時間も余るので勉強することにし、司法書士用に、憲法、大改正の会社法、関連の商業登記法をやり大収穫でした。民訴関係は得意分野なので、残るは民法、不動産登記法のみ。これもやってしまおうと思っている矢先、建設業の評点アップ対策を勉強しないといけないと考え、本を購入しました。仕事の依頼は少なく、やるべき勉強のみ多く、この先どうなることか。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく

松田光代

◇金沢支部
◇平成15年2月21日入会
◇事務所所在地
金沢市兼六元町３−24
☎ 076−231−3600

この度、入会させていただきました松田です。兼六園そばの、松田特許事務所内で開業いたしました。知的財産権関連の仕事を中心に、徐々に仕事の幅を広げていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

大塚巌

◇金沢支部
◇平成15年3月7日入会
◇事務所所在地
松任市西柏1丁目7番地10
☎ 076−274−7178

無我夢中・七転八倒の毎日です。先日、近所の方がいらしてお金を返してくれない友人がいるからとアドバイスをもとめられました。結構な金額の返還ですがお礼は焼肉一回！です(T_T)。役所とか依頼者とかどちらを向くかで仕事のやり方とか方向性なんかも決まってくるような気がしている最近です…

池亀努

◇七尾支部
◇平成15年3月7日入会
◇事務所所在地
羽咋市南中央町キ106番地15
☎ 0767−22−5499

私は、今年の３月に登録を致しました。

まだ、行政書士の業務について、分からないことばかりですが、早く自分の得意分野を見つけて、頑張っていきたいと思います。

茅野智勇

◇金沢支部
◇平成15年4月11日入会
◇事務所所在地
金沢市西念3丁目22番20号
☎ 076−223−6581

４月11日付で入会させていただきました、茅野智勇でございます。無限の可能性を秘めた行政書士、頼りになる町の法律家となれますよう日々精進する所存でございます。諸先輩方、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

中原隆之

◇七尾支部
◇平成15年4月11日入会
◇事務所所在地
羽咋市千代町は46番地
☎ 0767−26−2120

システムエンジニアとして民間企業におりましたが、法律事務の一端を担うことを志望し、事務所を開業いたしました。今後も研鑽に励む決意でおりますので、諸先生のご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

村田憲泰

◇金沢支部
◇平成15年4月25日入会
◇事務所所在地
金沢市窪2丁目117番地
☎ 076−244−9215

行政書士の広範な業務に関する知識は全くなく、諸先輩のご指導を頼りにしていますが、33年間の金融業務の経験と中小企業診断士の強みを生かして活動して行く所存ですので宜しくお願い致します。

小林光臣

◇七尾支部
◇平成15年5月9日入会
◇事務所所在地
鹿島郡鳥屋町字良川ト部44番甲地
☎ 0767−74−1776

会員の皆さん、今年の六月から開業した「小林」です。今の心境は、今年の三月まで警察で奉職した体験を活かしながら世に貢献したいな！と思っていますが、勝手の異なる依頼ばかりで官庁や法務局等へ東奔西走している毎日です。でも、依頼者や家族の方々からの信頼の一言が私の耳に届いたとき、警察時代では味わえなかった無上の喜びを感じており

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく

ます。世の中に誰にも相談できず独りで悩んでいる人々がこんなに沢山いるのか、そしてその方々のために微力を捧げられる仕事「街の法律相談家行政書士」業に運命的な出会いを痛感しております。会員の皆様方には足手まといになるとは存じますが今後とも宜しくご指導の程お願い申し上げます。

亀山　夕紀子

◇金沢支部
◇平成15年5月23日入会
◇事務所所在地
石川郡野々市町本町2-20-13
☎ 076−248−3811

試験受験４回目でようやく合格できました。登録したからには、行政書士の名に恥じぬよう、早く実務の方も一人でこなせるよう頑張っていきたいと思っております。今後とも諸先生のご指導を賜りますよう宜しくお願い致します。

三　村　正　夫

◇金沢支部
◇平成15年6月6日入会
◇事務所所在地
金沢市昭和町10番5号
☎ 076−234−2289

私は大学卒業後日本生命保険相互会社に入社し、新宿支社・池袋支社・金沢支社・岐阜支社・富山支社と22年間おもに販売関係の業務を担当してきました。そして、会社の早期定年制を選択し現在社会保険労務士として独立開業しております。今回行政書士として登録させていただきましたので、行政書士会の大先輩がたからいろいろなことを勉強していきたいと思っております。若輩者ではございますが何卒ご指導のほどお願い申し上げます。

小　杉　　啓

◇金沢支部
◇平成15年6月6日入会
◇事務所所在地
金沢市東山3丁目20番22号
☎ 076−252−3087

この度、入会しました小杉です。まだわからないことばかりですが行政書士の仕事を通じて多くのことを学び、皆様のお役に立てるようがんばっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

市　村　孝　一

◇金沢支部
◇平成15年6月20日入会
◇事務所所在地
金沢市旭町3丁目14番3号
☎ 076−232−1434

このたび行政書士会に入会させていただきました市村です。二十数年間の会社生活から一生涯続けることが出来る仕事をと考えて昨年行政書士試験にチャレンジし、幸い合格することが出来ました。コンピュータ関連の会社で品質保証、顧客対応、ISO関係の業務を担当してまいりましたが、契約・知的財産権に興味を持ったことが行政書士を目指すきっかけになったと思います。とはいえ、行政書士としては全くの素人でございますので、自己研鑽を積み一日でも早く皆様の仲間入りを果たしたいと思いますので、今後ともご指導の程、よろしくお願いいたします。

家庭は、妻と娘三人、趣味は学生時代から続けている音楽（チェロ）です。

勝　尾　太　一

◇金沢支部
◇平成15年6月20日入会
◇事務所所在地
金沢市笠市町5番3号
☎ 076−231−7212

本年６月に行政書士名簿に登録されました。信頼される行政書士を目指して努力してまいります。諸先生方のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

会務日誌

事務局からのお知らせ

1月	2日	県知事との新年互礼会	8名
	6日	事務局仕事始め	
	8日	県総務課へ挨拶訪問	6名
	10日	広報部会開催（本会会議室）	9名
	14日	新入会員（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
	15日	愛知会新年賀詞交歓会（名古屋市）会長出席	
	18日	広報部会開催（本会会議室）	18名
	22日	会費未納者へ納入通知	
	23日	日行連部長会（午前）理事会（午後）会長・前多副会長出席	
	〃	★日政連支部長会・幹事会（午後）宮川副会長出席	
	24日	日行連賀詞交歓会（キャピトル東急H）	5名
	27日	広報部会（本会会議室）	9名
	28日	業務研修会・伝達研修会（繊維会館2F第15研修室）	33名
2月	1日	★馳衆議院議員報告会出席（全日空H）	2名
	5・6日	日行連国際部会（地下講堂）会長出席	
	6日	会報いしかわNo.33発送及び補助者規則運用文書等送付	
	9日	若山一清先生（三重会元会長）黄綬褒章受章祝賀会出席	1名
	10日	下沢県会議員報告会出席（金沢エクセル東急H）	2名
	12日	各支部へ支部交付金（Ⅱ）振り込み	
	13日	日行連部長会（地下講堂）会長出席	
	17日	郵便局へ会費振替方問合せ訪問	1名
	20日	行政手続オンライン化関係三法制定に伴う特別研修会（日行連）	1名
	〃	経理部小部会（本会会議室）	3名
	22・23日	中地協理事会（於：岐阜市）会長出席	
	27日	県士業団体協議会定例会（於：テルメ金沢）	2名
3月	3日	郵便局へ会費振替方の打合せ	2名
	4日	業務研修会（石川県産業創出支援機構共催）地場産第2研修室	56名
	5日	選挙管理委員会（本会会議室）	6名
	7日	新年度会費振替方協議（本会会議室）	6名
	10日	会費未納者へ納入通知	
	11日	新入会員（1名）登録証等伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
	13日	郵便局へ会費振替方再確認訪問	2名
	19・20日	日行連部長会（地下講堂）会長出席	
	20日	郵便局へ会費振替関係手続方訪問	1名
	25日	行政書士試験結果報告会（試験センター）前多試験場責任者出席	
	26日	新入会員（2名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
4月	4日	総務・経理合同部会（地場産振興センター2F　第2会議室）	9名
	〃	★本会推薦県議会議員選挙出陣式各候補者別出席	12名
	〃	経理部小部会（本会会議室）	3名
	5日	平成14年度会計監査（本会会議室）	9名
	11日	部長会（地場産振興センター2F　第6特別会議室）	10名
	18日	会長選挙告示・選挙管理委員会（本会　事務局）	2名
	19日	理事会・支部長会合同部会（含む監事）地場産センター2F和室	27名
	23・24日	部長会・理事会（日行連地下講堂）会長出席	
	24・25日	★日政連常任幹事会・幹事会（日行連地下講堂）宮川幹事長出席	
	25日	輪島支部総会（於：輪島・のと吉）倉本副会長出席	
	26日	七尾支部総会（於：中島・小牧台）宮川副会長出席	
5月	1日	新入会員2名登録証伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
	7日	定時総会議案書・会費納入通知書等送付	
	9日	小松支部定時総会（於：辰口たがわ龍泉閣）会長出席	
	10日	金沢支部定時総会（於：ホテルイン金沢）会長出席	
	14日	新入会員1名登録証伝達式（本会会議室）	3名
	〃	会長来局執務	
	17日	司法書士会定時総会（於：和倉温泉加賀屋）会長出席	
	19日	富山会定時総会（於：富山県民会館）会長出席	
	21日	経理部小部会（本会会議室）	4名
	〃	★日政連総務委員長と日行連総務部長（他3名）との協議会　宮川幹事長	

	23日	石川会定時総会（於：メルパルク金沢）午後１時３０分より	60名
	〃	★日政連石川県支部定期大会（於：メルパルク金沢）定時総会後	55名
	24日	土地家屋調査士会定時総会（於：和倉温泉ホテル海望）会長出席	
	〃	福井会定時総会（於：福井繊協ビル８F）浅井副会長出席	
	27日	新入会員１名登録証伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
	30日	愛知会定時総会（於：名古屋産業貿易館西館）会長出席	
	〃	社会保険労務士会定時総会（於：厚生年金会館）倉本副会長	
	〃	行政書士補助者証順次郵送開始	
6月	6日	会長副会長会（本会会議室）午前１０時より	6名
	〃	理事会（第１５研修室）午後１時３０分より	22名
	9日	県知事表敬訪問	5名
	11日	新入会員１名登録証伝達式（本会会議室）	3名
	13日	行政書士試験対策特別委員会（本会会議室）	6名
	14日	中地協定時総会（三重県鳥羽市）	7名
	19日	第１回広報部会（本会会議室）	9名
	21日	県女性行政書士交流会定時総会（勤労者プラザ）	9名
	〃	特別研修会（第１１研修室）	45名
	24日	新入会員（２名）登録証伝達式	2名
	〃	北陸税理士会金沢支部定期総会（金沢エクセルホテル東急）倉本副会長出席	
	25日	日行連部長会・会長出席	
	〃	★日政連常任幹事会・宮川幹事長出席	
	26・27日	日行連定時総会（赤坂プリンスホテル）	6名
	28日	第１回法規・企画部会（本会会議室）	6名
7月	2日	第１回総務部会（本会会議室）	5名
	3日	国会議員表敬訪問	3名
	3・4日	日行連正・副会長会　会長出席	
	5日	★石坂後援会事務所へ打ち合わせの為	2名
	15日	新入会員２名登録証伝達式（本会会議室）	2名
	〃	会長来局執務	
	16日	第１回高度情報通信対策特別委員会開催（本会会議室）	7名
	〃	第２回総務部会（本会会議室）	7名
	18日	平成１５年度行政書士試験説明会（試験研究センター）	3名
	〃	経理部小部会（本会事務局）	3名
	〃	苦情相談対策特別委員会（本会会議室）	5名
	22日	第２回広報部会（本会会議室）	

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成15年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
なお、今年度より郵便振替口座を開設致しましたので、よろしくご諒承の上、納入お願いします。
併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

記

１．平成１５年度会費　金７２,０００円
納　入　方　法　払込取扱票により納入下さい
お　振　込　先　石川県庁内郵便局
口座番号　００７５０-６-５５５５８
口座名義　石川県行政書士会

２．日本行政書士政治連盟
平成１５年度会費　金５,４００円
納　入　方　法　払込取扱票により納入下さい
お　振　込　先　石川県庁内郵便局
口座番号　００７２０-１-７４０７３
口座名義　日本行政書士政治連盟 石川県支部

重要

振込先が変わりました　ご注意下さい

会員移動

新規登録入会者（12名）

登録年月日	所属支部	氏　名	事務所・住宅	電話番号
平成15.2.21	金沢	松田　光代	(事) 金沢市兼六元町3-24 (住) 金沢市舘山町ヨ8番地2	(076)231-3600 (076)229-0789
平成15.3.7	金沢	大塚　巖	(事) 松任市西柏1丁目7番地10 (住)　〃	(076)274-7178 〃
平成15.3.7	七尾	池亀　努	(事) 羽咋市南中央町キ106番地15 (住) 羽咋郡押水町小川ハ32番地	(0767)22-5499 (0767)28-3794
平成15.4.11	金沢	茅野　智勇	(事) 金沢市西念3丁目22番20号 (住)　〃	(076)223-6581 (076)223-0887
平成15.4.11	七尾	中原　隆之	(事) 羽咋市千代町は46番地 (住) 羽咋郡押水町免田イ41番地	(0767)26-2120 (0767)28-2229
平成15.4.25	金沢	村田　憲泰	(事) 金沢市窪2丁目117番地 (住)　〃	(076)244-9215 (076)244-0310
平成15.5.9	七尾	小林　光臣	(事) 鹿島郡鳥屋町字良川ト部44番甲地 (住)　〃	(0767)74-1776 〃
平成15.5.23	金沢	亀山夕紀子	(事) 石川郡野々市町本町2-20-13 (住) 金沢市馬替3丁目194番地	(076)248-3811 (076)298-1543
平成15.6.6	金沢	三村　正夫	(事) 金沢市昭和町10番5号 (住) 河北郡内灘町緑台1丁目188-2	(076)234-2289 (076)238-3404
平成15.6.6	金沢	小杉　啓	(事) 金沢市東山3丁目20番22号 (住)　〃	(076)252-3087 〃
平成15.6.20	金沢	市村　孝一	(事) 金沢市旭町3丁目14番3号 (住)　〃	(076)232-1434 〃
平成15.6.20	金沢	勝尾　太一	(事) 金沢市笠市町5番3号 (住)　〃	(076)231-7212 〃

変更登録事項（1名）

変更年月日	所属支部	氏　名	事務所・住宅	電話番号
平成15.7.15	加賀	浅井　廣史	(事) 変更なし (住) 変更なし	(0761)78-1026 変更なし

退会者（8名）

退会年月日	氏　名	退会事由	退会年月日	氏　名	退会事由
平成14.12.13	森田　茂吉	逝去	平成15.5.21	山岸　清	逝去
〃 15. 2.21	堂下　武雄	廃業	〃 15.6. 9	孫崎　聰史	廃業
〃 15. 3.31	中野　正一	〃	〃 15.7. 9	本山　清	逝去
〃 15. 5. 6	多谷　一雄	逝去	〃 15.7.16	村尾　実	廃業

※森田茂吉様（金沢）多谷一雄様（小松）山岸清様（金沢）本山清様（金沢）のご冥福をお祈り致します。

編集後記

梅雨が明け、暑い夏がやってきました。しかし、今年は冷夏の気配です。能登空港が7月7日に開港され、東京から1時間とずいぶん近くなりました。能登をアピールする絶好の機会となりました。この空港には行政センターが併設され、能登の行政書士の先生方には利用することもあるのではないでしょうか。

広報部も新しいメンバーで出発しました。いろいろわからないことが多いなか初めての会報を発行することができました。これも会員皆様のご協力の賜と思います。ありがとうございました。

今後とも会員の皆様のご投稿をお待ちしていますので、よろしくお願いします。

広報部長　河越　俊雄

会報いしかわ 第34号

発行日　平成15年8月25日
発行人　会　　長　茅野勇平
　　　　広報部長　河越俊雄
発行所　石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL (076)268－9555　FAX(076)268－9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

○建設業許可　○指名願・経営事項審査申請　○宅建業免許
○産業廃棄物処理業許可　○法人設立　○医療法人設立認可
○貨物自動車運送事業許可　○入管・帰化申請
○告訴状・告発状作成　○相続・遺言に関する事項
○自動車の登録・車庫証明　○農地法の許可　○開発許可